

# 金沢市ガス最終保障供給約款

平成30年11月1日実施

## I 最終保障供給約款の適用

### 1. 適用

- (1) 本市が、ガス事業法第2条第5項に規定される最終保障供給（以下「最終保障供給」といいます。）を行う場合のガスの料金（以下「料金」といいます。）その他の供給条件は、この最終保障供給約款（以下「この最終保障約款」といいます。）によります。なお、最終保障供給とは、本市を含むいずれのガス小売事業者ともガスの小売供給契約についての交渉が成立しない使用者等に対し、この最終保障約款に基づき本市がガスを小売供給することをいいます。
- (2) この最終保障約款は、別表第1の供給区域に適用いたします。
- (3) この最終保障約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの最終保障約款の趣旨に則り、その都度使用者と本市との協議によって定めます。

### 2. 最終保障約款の届出及び変更

- (1) この最終保障約款は、ガス事業法の規定に基づき中部経済産業局長に届け出たものです。
- (2) 本市は、ガス事業法の規定に基づき中部経済産業局長に届け出て、この最終保障約款を変更することがあります。その場合、料金その他の供給条件は、変更後の最終保障供給約款によります。
- (3) 本市は、この最終保障約款を変更する場合は、本市ホームページ、営業所及び事務所において、この約款を変更する旨、変更後の約款の内容及びその効力発生時期を周知いたします。

### 3. 用語の定義

この最終保障約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

#### — 熱量 —

- (1) 「熱量」… 摂氏0度及び圧力101.325キロパスカルの状態のもとにおける乾燥したガス1立方メートルの総熱量をいいます。

使用者に供給するガスは、ガス事業法及びこれに基づく命令（以下「ガス事業法令」といいます。）で定められた方法によってその熱量を測定します。

- (2) 「標準熱量」… (1)の方法により測定する熱量の毎月の算術平均値の最低値をいいます。
- (3) 「最低熱量」… 使用者に供給するガスの熱量の最低値をいいます。

#### — 圧力 —

- (4) 「圧力」… ガス栓の出口におけるガスの静圧力（全てのガス栓を閉止した状態での圧力をいいます。消費機器使用中はこれより圧力は下がります。）をゲージ圧力（大気圧との差をいいます。）で表示したものをいいます。
- (5) 「最高圧力」… 使用者に供給するガスの圧力の最高値をいいます。
- (6) 「最低圧力」… 使用者に供給するガスの圧力の最低値をいいます。

#### — ガス工作物 —

- (7) 「ガス工作物」… ガスの製造及び供給のための施設であって、ガス事業のために用いるものをいいます（(9)から(18)までの設備は全て「ガス工作物」にあたります。）。

#### — 供給施設 —

- (8) 「供給施設」… ガス工作物のうち、導管、整圧器、昇圧供給装置、ガスメーター及びガス栓並びにこれらの付属施設をいいます。

#### — 導管 —

- (9) 「本支管」… 原則として公道（道路法その他の法令に定めのある国又は地方公共団体の管理する道路をいいます。）に並行して公道に埋設する導管をいい、付属するバルブ及び水取り器（導管内にたまった水を除去する装置をいいます。）等を含みます。

なお、次の各号の全てを満たす私道に埋設する導管については、将来、本市が当該設備の変更や修繕を行うことに関して承諾する権限を有するその私道の所有者等の承諾をあらかじめ得られない場合を除き本支管として取り扱います。

- ① 不特定多数の人及び原則として道路構造令第4条第2項に定める普通自動車の通行が可能である

こと

- ② 建築基準法第42条に定める基準相当を満たすものであること
  - ③ 工事によって地盤沈下等が発生するおそれや第三者の所有地に影響を及ぼすおそれがないこと
  - ④ 本支管新設時の道路形態が長期にわたり確保されるものであること
  - ⑤ その他、本市が本支管、供給管を管理するうえで著しい障害がないと判断できること
- (10)「供給管」… 本支管から分岐して、使用者が所有又は占有する土地と道路との境界線に至るまでの導管をいいます。
- (11)「内管」… (10)の境界線からガス栓までの導管及びその付属施設をいいます。
- (12)「ガス遮断装置」… 危急の場合にガスを速やかに遮断することができる装置をいいます。

一 導管以外の供給施設 一

- (13)「整圧器」… ガスの圧力を一定の圧力範囲に調整する装置をいいます。
- (14)「昇圧供給装置」… ガスを昇圧して供給する装置で、蓄ガス器(ガスを高圧で蓄える容器をいいます。)を備えないものをいいます。
- (15)「ガスメーター」… 料金算定の基礎となるガス使用量を計量するために用いられる計量器をいいます。
- (16)「マイコンメーター」… マイクロコンピュータを内蔵したガスメーターで、ガスの使用状態を常時監視し、漏えい、使用量の急増や長時間使用時など、あらかじめ本市が設定した条件に一致したときは、ガスを遮断するなどの保安機能を有するものをいいます。
- (17)「ガス栓」… ガス工作物の末端に設置され、消費機器への供給の開始又は停止に用いる栓をいいます。
- (18)「メーターガス栓」… ガスメーター入口に設置され、ガスの供給開始、供給停止時等に操作する栓をいいます。

一 消費機器 一

- (19)「消費機器」… ガスを消費する場合に用いられる機械又は器具をいい、消費機器本体のほか給排気設備などの付属装置を含みます。

一 その他の定義 一

- (20)「ガスメーターの能力」… 当該ガスメーターが適正に計量できる範囲内の使用可能な最大流量のことであり、立方メートル毎時の数値で表わしたものをいいます。
- (21)「ガス工事」… 供給施設の設置又は変更の工事をいいます。
- (22)「検針」… ガスの使用量(以下「使用量」といいます。)を算定するために、ガスメーターの指示値を目視又は通信設備等により読み取することをいいます。
- (23)「消費税等相当額」… 消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。
- (24)「消費税率」… 消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (25)「基本料金(税込)、基準単位料金(税込)」… 基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含んだ金額をいい、消費税法第63条の規定に基づき記載するものとします。
- (26)「基本料金(税抜)、基準単位料金(税抜)」… 基本料金及び基準単位料金それぞれの消費税等相当額を含まない金額といたします。
- (27)「休日」… 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日、土曜日、日曜日、1月2日、同月3日及び12月31日をいいます。
- (28)「需要場所」… ガスの供給を必要とする場所のうち、ガスの使用実態からみて一体として区分・把握し得る範囲をいいます。具体的には、1構内をなすものは1構内を、また、1建物をなすものは1建物を1需要場所といたしますが、以下の場合には、原則として次によって取り扱います。
- ① マンション等1建物内に2以上の住戸がある住宅
    - 各1戸が独立した住居と認められる場合には、各1戸を1需要場所といたします。
    - なお、「独立した住居と認められる場合」とは次の全ての条件に該当する場合をいいます。
      - イ 各戸が独立的に区画されていること
      - ロ 各戸の配管設備が相互に分離して設置されていること

ハ 各戸が世帯単位の居住に必要な機能（炊事のための設備等）を有すること

② 店舗、官公庁、工場その他

1 構内又は1建物に2以上の会計主体の異なる部分がある場合には、各部分を1需要場所といたしません。

③ 施設付住宅

1建物にマンション等の住宅部分と店舗等の非住宅部分がある場合（施設付住宅といいます。）には、住宅部分については①により、非住宅部分については②により取り扱います。

(29)「ガス小売供給に係る無契約状態」… 使用者が5（1）のガス使用の申し込みを本市に行う直前にガス小売供給を受けていた契約がクーリング・オフや、ガス小売事業者の事業継続が事実上困難になった場合等の事由により解約されているにもかかわらず、使用者が引き続きガスの供給を受けている状態をいいます。

なお、本市は、いずれのガス小売事業者とも託送供給契約が締結されていないにもかかわらず、使用者が引き続きガスの供給を受けている状態である場合（本市が使用者とガス小売供給に係る契約を締結している場合を除く。）には、ガス小売供給に係る無契約状態と判断いたします。

#### 4. 日数の取り扱い

この最終保障約款において、料金算定期間等の期間の日数は、初日を含めて算定いたします。

## II 使用の申し込み及び契約

### 5. 使用の申し込み

- (1) 最終保障供給を希望する方は、あらかじめこの最終保障約款を承諾のうえ、本市にガス使用の申し込みをしていただきます。
- (2) 申し込みの際は、使用者の氏名、住所、連絡先等本市が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。
- (3) 申し込みの受付場所は、金沢市企業局（石川県金沢市広岡3丁目3番30号）といたします。

### 6. 契約の成立及び変更

- (1) この最終保障約款に基づくガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス使用契約」といいます。）は、本市が5（1）のガス使用の申し込みを承諾したときに成立いたします。なお、契約を変更する場合も同様といたします。
- (2) 使用者が希望する場合又は本市が必要とする場合は、最終保障供給によるガスの使用に関する必要な事項について、契約書を作成いたします。この場合、契約は、（1）にかかわらず契約書作成時に成立いたします。
- (3) 本市は、1需要場所について1つのガス使用契約を締結いたします。

### 7. 承諾の義務

- (1) 本市は、5（1）のガス使用の申し込みがあった場合には、（2）の条件を満たしていることを前提として、承諾いたします。ただし、（3）から（4）の場合を除きます。
- (2) 使用者の資産となる3（10）の境界線よりガス栓までの供給施設は、本市が工事を実施したものであることを条件といたします。ただし、本市が特別に認める場合はこの限りではありません。なお、本市が実施する工事は、本市が定める契約条件によるものとします。
- (3) 本市は、次に掲げる本市の責めによらない事由によりガスの供給が不可能若しくは著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。
  - ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
  - ② 災害及び感染症の流行等によりガスの製造能力又は供給能力が減退した場合
  - ③ 海上輸送の途絶等不可抗力により原料が不足した場合

- ④ 申し込まれたガスの使用場所が、特異地形等であってガスの供給が技術的に困難であり又は保安の維持が困難と認められる場合
  - ⑤ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、本市の正常な企業努力ではガスの供給が不可能な場合（供給力を確保する十分な努力を行ったにもかかわらず、必要な供給力を得られなかった場合を含む。）
- (4) 本市は、申込者が本市とその他のガスの供給及び使用に関する契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金をそれぞれの契約で定める支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 本市は、(2) から (4) によりガス使用の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく申込者にお知らせいたします。

## 8. ガスの使用開始日

本市は、使用者とのガス使用契約が成立したときには、ガスの使用開始日を以下のとおりといたします。なお、3 (29) のガス小売供給に係る無契約状態が存する場合は、ガス小売供給に係る無契約状態に至る事由の発生日の翌日をその開始日といたします。

- ① ガス小売事業者（本市を含みます。）からの切り替えにより使用を開始する場合は、原則として、所定の手続きを完了した後に到来する16 (1) の定例検針日の翌日。  
ただし、使用者の求めにより、本市が合意した日とする場合があります。
- ② 引越し（転入）等の理由で、新たにガスの使用を開始した場合（使用者の申し込みにより、ガスメーターを開栓する場合をいいます。ただし、検査等のため一時閉栓し、開栓する場合及び35の規定によりガスの供給を再開する場合を除きます。以下同じ。）は、原則として、使用者の希望する日。

## 9. 名義の変更

- (1) 最終保障供給を受けようとする方が、前に使用されていた使用者のガス使用契約に関する全ての権利及び義務（前に使用されていた使用者の料金支払義務を含みます。）を受け継ぎ、引き続きガスの使用を希望される場合は、名義を変更していただきます。
- (2) (1) の場合において、前に使用されていた使用者のガス使用契約が消滅している場合には、5 (1) の規定によって申し込んでいただきます。

## 10. ガス使用契約の解約

- (1) 引越し（転出）等の理由による解約

- ① 使用者が、引越し等の理由によりガスの使用を廃止する場合には、あらかじめその廃止の期日を本市に通知していただきます。この場合、本市は、その廃止の期日をもってガス使用契約の解約の期日といたします。

ただし、特別の理由なくして本市がガス使用廃止の期日後にその通知を受けた場合には、その通知を受けた日をもって解約の期日といたします。

- ② 使用者が本市にガス使用廃止の通知をしない場合であっても、すでに転居されている等明らかにガスの使用を廃止したと認められるときは、本市がガスの供給を終了させるための措置（メーターガスの閉栓、ガスメーターの取り外しその他ガスの供給を遮断することをいいます。）をとることがあります。この場合、この措置をとった日に解約があったものといたします。

なお、ガスの使用を廃止したと認められる時点で、すでに34の規定によりガスの供給を停止している場合には、その停止した日に解約があったものといたします。

- (2) ガス小売事業者への契約切替えによる解約

使用者がガス使用契約を解約し、新たにガス小売事業者（本市を含みます。）からガスの供給を受ける場合には、新たなガス小売事業者に対し契約の申込みをしていただきます。

本市は、当該ガス小売事業者からの依頼を受け、使用者とのガス使用契約を解約するために必要な手続きを行います。この場合、ガス使用契約は、新たなガス小売事業者から使用者へのガスの供給を開始

するために実施される検針日を解約日とします。

- (3) 本市は、7 (3) の各号の事由により、ガスの供給の継続が困難な場合には、文書で使用者に通知することによって、ガス使用契約を解約することがあります。
- (4) 本市は、3 4 の規定によってガスの供給を停止された使用者が、本市の指定した期日までにその理由となった事実を解消しない場合には、ガス使用契約を解約することがあります。この場合、解約を予告する日と解約する日との間に15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。

### 1 1. 契約消滅後の関係

- (1) ガス使用契約期間中に本市と使用者との間に生じた料金その他の債権及び債務は、10の規定によってガス使用契約が解約されても消滅いたしません。
- (2) 本市は、10の規定によってガス使用契約が解約された後も、ガスメーター等本市所有の既設供給施設を、設置場所の所有者又は占有者の承諾を得て、その場所に引き続き置かせていただくことがあります。

## III. ガス工事

本市は、ガス工事に関して以下のように取り扱います。

### 1 2-1. ガス工事の申し込み

- (1) ガスを新たに使用するため又はガスの使用状況を変更するためにガス工事を申し込む方は、本市が別途定める契約条件に基づき、本市にガス工事の申し込みをしていただきます（13 (1) ただし書により本市が承諾した工事人（以下「承諾工事人」といいます。）にガス工事を申し込む方を除きます。）。
- (2) (1) のガスの使用状況の変更とは、ガス栓の増減、内管又はガスメーターの位置替え等供給施設を変更することをいいます。
- (3) 建築事業者、宅地造成事業者等（以下「建築事業者等」といいます。）は、使用者のため、(1) のガス工事を本市に申し込むことができます。この場合、当該ガス工事については、当該建築事業者等を使用者として取り扱います。
- (4) ガスメーターの決定、設置
  - ① 本市は、(1) の申し込みに応じてガスメーターの能力を決定いたします。適正なガスメーターの能力は、原則として、当該ガス工事の申し込みのときに、使用者が設置している消費機器及び将来設置を予定している消費機器（使用開始にあたって、(2) に規定する使用状況を変更することなく使用できる消費機器に限ります。）を同時に使用されたときの1時間当たりの標準的ガス消費量を通過させることのできる能力といたします。
  - ② 家庭用にガスを使用される場合には、①の標準的ガス消費量を算出するにあたって次の消費機器を算出の対象から除きます。
    - イ オープン、卓上コンロ等でガス消費量又は使用頻度が少ないもの
    - ロ 暖房機器又は温水機器等がそれぞれ2個以上ある場合は、使用状況を十分調査し、同時に使用しないと明らかに判明したもの（大型と小型の場合は、小型のものとしします。）
  - ③ 家庭用以外でガスを使用される場合は、その使用状況に応じ、使用者と協議のうえで①の標準的ガス消費量を算出することがあります。
  - ④ 本市は、1 需要場所につきガスメーター1個を設置いたします。なお、本市が特別の事情があると判断したときには、1 需要場所につきガスメーターを2個以上設置することがあります。
  - ⑤ 本市は、使用者と協議のうえ、適正に計量することができ、かつ、検針、検査、取替等維持管理が容易な場所にガスメーター等を設置いたします。

### 1 2-2. ガス工事の承諾義務

- (1) 本市は、1 2-1 (1) のガス工事の申し込みがあった場合には、(2) に規定する場合を除き、承諾いたします。

(2) 本市は、次に掲げる事由によりガス工事の実施が不可能又は著しく困難な場合には、申し込みを承諾できないことがあります。

- ① ガス工作物を設置すべき土地、建物、道路又は河川等が法律、命令、条例又は規則によってガス工作物に関する当該工事を制限又は禁止されている場合
- ② 申し込まれたガス工事場所が、特異地形等であってガス工事の実施が技術的に困難又は保安の維持が困難と認められる場合
- ③ その他、物理的、人為的又は能力的原因により、本市の正常な企業努力ではガス工事の実施が不可能な場合

(3) 本市は、(2)によりガス工事の申し込みを承諾できない場合、その理由を遅滞なく工事申込者にお知らせいたします。

### 13. ガス工事の実施

#### — ガス工事の施工者等 —

(1) ガス工事は、本市が施工いたします。ただし、(2)に定める工事は、承諾工事人に施工させることができます。

(2) ガス工事のうち、使用者が承諾工事人に申し込み、施工させることができる工事は、低圧（ゲージ圧力で0.1メガパスカル未満の圧力をいいます。）でガスの供給を受けており、ガスメーターの能力が16立方メートル毎時以下のマイコンメーターが既に設置されている一般建物（ガス事業法令に定められている建物区分の一般業務用建物、一般集合住宅又は一般戸建住宅に該当するものをいいます。）で、そのガスメーターより下流側で以下のいずれかに該当する露出部分の工事といたします。

- ① フレキ管を配管してガス栓を増設する工事
- ② フレキ管を配管してガス栓又は内管の位置を替える工事
- ③ 継ぎ手のみ使用してガス栓を増設する工事
- ④ 継ぎ手のみ使用してガス栓の位置を替える工事
- ⑤ ガス栓のみを取り替える工事
- ⑥ ①から⑤の工事に伴う内管の撤去工事

(3) 使用者がガス工事を承諾工事人に申し込み、施工させる場合、工事費その他の条件は使用者と承諾工事人との間で決めていただくこととし、本市はこれに関与いたしません。

また、その工事に関して後日補修が必要となったとき又は使用者が損害を受けられたとき等には、使用者と承諾工事人との間で協議のうえ解決していただくこととし、本市はこれに関与いたしません。

#### — 気密試験等 —

(4) 本市が施工した内管及びガス栓を本市が使用者に引き渡すにあたっては、本市はあらかじめ内管の気密試験を行います。

(5) 承諾工事人が施工した内管及びガス栓を承諾工事人が使用者に引き渡すにあたっては、承諾工事人が内管の気密試験を行います。ただし、本市が必要と認めた場合には、本市が内管の気密試験を行うことがあります。

(6) 承諾工事人が実施した工事に保安上の瑕疵がある場合、又は(5)の気密試験に合格しない場合は、補修が完了するまで本市は当該施設へのガスの供給をお断りすることがあります。

#### — 供給施設等の設置承諾 —

(7) 本市は、3(10)の境界線内において、その使用者のために必要な供給施設の設置に要する場所を無償で使用させていただきます。この場合、使用者は、その場所が借地又は借家であるときは、あらかじめ当該土地及び建物の所有者その他の利害関係人の承諾を得ておいただきます。これに関して、後日紛争が生じても本市は責任を負いません。

(8) 本市が、使用者のために私道に導管を埋設する場合には、使用者は私道所有者等からの承諾を得ていただきます。

(9) 本市は、本市又は承諾工事人が供給施設を設置した場合、門口等、3(10)の境界線内に本市所定の標識を掲げさせていただきます。

## 14-1. 内管工事に伴う費用の負担

### 一 供給施設の所有区分と工事費 一

- (1) 内管及びガス栓は使用者の所有とし、使用者の負担で設置していただきます。
- (2) 内管及びガス栓の所有権は、工事費の全額が支払われるまでは本市が留保するものとし、使用者は本市の承諾なしにこれらを使用することはできません。この場合、その旨の表示を付すことがあります（(4) (6) (8)において同じ。）。
- (3) 内管及びガス栓の工事に要する費用の額は、工事の種類及び工事を実施する建物の種類に応じて、①に定める方法により算定した見積単価（ただし、②に掲げる工事を除きます。）に、内管の延長やガス栓の個数等の使用数量を乗じて算出した見積金額と、別途に必要な付帯工事費、夜間工事費及び休日工事費等の加算額に消費税等相当額を加えたものいたします。
  - ① 内管及びガス栓の見積単価は、工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用の実績を基礎として算定し、1 m当たり、1 個当たり又は1 箇所当たり等で表示いたします。なお、見積単価を記載した見積単価表は、本市の事業所等に掲示しています。
    - イ 材料費  
材料費は、工事に要するガス管、ガス栓、継ぎ手及びその他の材料のそれぞれの材料単価にそれぞれの使用数量を乗じて算出いたします。
    - ロ 労務費  
労務費は、歩掛及び賃率に基づき算出いたします。
    - ハ 運搬費  
運搬費は、倉庫から工事現場までの材料運搬費及び工作車にかかる費用に基づき算出いたします。
    - ニ 設計監督費  
設計監督費は、設計費、見積事務費及び監督費の合計額に基づき算出いたします。
    - ホ 諸経費  
諸経費は、現場経費、間接業務従事者労務費及び間接経費の合計額に基づき算出いたします。
  - ② 次の各号に掲げる工事、付帯工事、その他の工事箇所の状況等により特別の工程、工法又は材料を用いる工事に要する費用の額は、その工事に要する材料費、労務費、運搬費、設計監督費及び諸経費の費用に基づき算出した個別の設計見積金額の合計に消費税等相当額を加えたものいたします。
    - イ 溶接配管等の特殊な工法を用いて実施する工事
    - ロ 特別な設備の組み込みを必要とする場合又は特別な建築物等で実施する工事
    - ハ 本市が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で本市が指定する製作品に組み込まれた工事材料を使用者が提供する工事
- (4) 使用者のために設置されるガス遮断装置は、原則として使用者の所有とし、使用者の負担で設置していただきます。
- (5) (4)に定めるガス遮断装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。
- (6) 使用者の申し込みによりその使用者のために設置される整圧器は、使用者の所有とし、使用者の負担で設置していただきます。
- (7) (6)に定める整圧器の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。
- (8) 使用者の申し込みにより設置される昇圧供給装置は使用者の所有とし、使用者の負担で設置していただきます。
- (9) (8)に定める昇圧供給装置の設置に要する工事費は、設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。
- (10) ガスメーターは本市所有のものを設置し、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたものいたします。）は、使用者にご負担していただきます。

ただし、ガスメーターの検定期間満了による取替等、本市都合により工事が発生する場合には、これ



に要する工事費は本市が負担いたします。

(11) 供給管は本市の所有とし、これに要する工事費は、本市が負担いたします。

ただし、使用者の依頼により供給管の位置替え等を行う場合には、これに要する工事費（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）といたします。）は、使用者にご負担していただきます。

— 工事材料の提供と工事費算定 —

(12) 本市は、使用者が提供する工事材料を用いて内管及びガス栓の工事を行う場合には、次により工事費を算定いたします。

① 本市は、使用者が工事材料を提供する場合（②を除きます。）には検査を行い、それを用いることがあります。ただし、ガス事業法令の定める基準に適合していることを要します。

使用者が工事材料を提供する場合、その工事材料を（3）の工事費算定の基礎となる単価で見積もり、その金額を材料費から控除して工事費を算定いたします。また、その工事材料の検査料（所要費用に消費税等相当額を加えたもの）といたします。）を使用者にご負担していただきます。

② 本市は、本市が別に定めた規格・工法に基づき、工場内で本市が指定する製作品に組み込まれた工事材料を使用者が提供する場合には検査を行い、それを用いることがあります。この場合、その工事材料を控除して工事費を算定いたします。また、別に定める検査料（検査に要する費用をいい、消費税等相当額を含みます。）を使用者にご負担していただきます。

③ ②の使用者が提供する工事材料とは、次の全ての条件に該当するものに限り、これを用いる場合には、あらかじめ本市と別途製作品の仕様、工事材料の設計仕様、工場の指定などについて契約を締結していただきます。

イ ガス事業法令及び本市の定める材料、設計、施工基準に適合するものであること

ロ 本市が指定する講習を修了した者により、本市が指定する工場内であらかじめ組み込まれたものであること

— 修繕費の負担 —

(13) 使用者所有の供給施設の修繕費（修繕、改修、取替等に要する費用をいい、所要費用に消費税等相当額を加えたもの）といたします。）は使用者にご負担していただき、本市所有の供給施設の修繕費は本市が負担することを原則といたします。

## 14-2. 本支管及び整圧器の新設・入取替に伴う費用の負担

— 工事負担金 —

(1) 本支管及び整圧器（14-1（6）の整圧器を除きます。）は本市の所有とし、次の差額が生じる場合には、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として使用者にご負担していただきます。なお、本市が設置した本支管及び整圧器（14-1（6）の整圧器を除きます。）は、本市が他の使用者へのガス供給のためにも使用いたします。

① ガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の新設工事を行う場合において使用者の予定使用量に必要な大きさの本支管及び整圧器（別表第3に掲げる本支管及び整圧器のうち、使用者の予定使用量の供給に必要な最小限度の口径のものをいいます。ただし、最高使用圧力が0.1メガパスカル以上の導管を用いる場合の本支管は、口径100ミリメートル以上といたします。）の設置工事に要する費用（以下「延長工事費」といい、消費税等相当額を除いたもの）といたします。）が別表第2の本市の負担額を超えるときは、その差額

② ガス工事の申し込みに伴い本支管及び整圧器の入取替工事を行う場合において、その工事に要する費用から入取替工事によって不要となる本支管及び整圧器と同等のもの材料価額（全ての既設本支管及び既設整圧器の帳簿価額（消費税等相当額を含まないもの）といたします。）の平均額のうち、材料価額（消費税等相当額を除いたもの）といたします。）に相当する額をいいます。）を差し引いた金額（以下「入取替工事費」といいます。）が別表第2の本市の負担額を超えるときは、その差額

③ ガス工事の申し込みに伴う本支管及び整圧器の新設工事が入取替工事を伴う場合において、①の延長工事費及び②の入取替工事費の合計額が別表第2の本市の負担額を超えるときは、その差額

— 複数の使用者から申し込みがあった場合の工事負担金の算定 —

- (2) 複数の使用者からガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合において、本市が同時に設計及び見積もりを行い、工事を実施することができるときには、使用者と協議のうえ、1つの工事として取り扱うことがあります。
- (3) (2) の場合、本市が同時に設計及び見積もりを行った工事費（消費税等相当額を除いたものとし、公平の原則に基づきそれぞれの使用者別に割り振り、算定いたします。）が、その複数の使用者についての別表第2の本市の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として使用者にご負担していただくものとし、公平の原則に基づきそれぞれの使用者別に割り振り、算定いたします。
- (4) (2) の「1つの工事」とは、同時になされた全ての使用者の申し込みについて、本市が一括して同一設計書で実施する工事をいいます。
- (5) 複数の使用者から共同してガス工事の申し込みをいただいたことに伴い本支管及び整圧器の新設・入取替工事を行う場合には、その申し込みを1つの申し込みとして取り扱うことがあります。
- (6) (5) の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものとし、公平の原則に基づきそれぞれの使用者別に割り振り、算定いたします。）が、その複数の使用者についての別表第2の本市の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金として使用者にご負担していただきます。この工事負担金は、それぞれの使用者ごとの算定を行いません（(8)、(9)において同じ。）。
- (7) 建築事業者等から複数のガスの使用予定者のためのガス工事の申し込みがあり、それに伴って延長工事又は入取替工事を行う場合は、(5) の申し込みがあったものとして取り扱います。
- (8) (7) の場合の工事費（消費税等相当額を除いたものとし、公平の原則に基づきそれぞれの使用者別に割り振り、算定いたします。）が、使用予定者についての別表第2の本市の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてご負担していただきます。

#### 一 宅地分譲地の場合の工事負担金算定 一

- (9) 本市は、宅地分譲地についてガス工事の申し込みがあった場合は、次により取り扱います。
  - ① 「宅地分譲地」とは、住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等により、ガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できるものをいいます。  
ただし、既築の建物が予定される区画数に対して50パーセント以上ある場合を除きます。
  - ② 申し込みによるガスの使用予定者への供給に必要な本支管及び整圧器の新設・入取替工事費が、3年経過後のガスの使用予定者についての別表第2の本市の負担額の合計額を超えるときは、その差額に消費税等相当額を加えたものを工事負担金としてご負担していただきます。この場合、3年経過後のガスの使用予定者数の算定は、原則として、当該宅地分譲地における全てのガスの使用予定者数の50パーセントを超えるものとし、特別の事情がある場合は、その30パーセント以上とすることができます。
  - ③ 住宅等の用地として分譲することを目的に整地分割される土地であって、建築事業者等によりガス工事の申し込みを受けたときに3年経過後のガスの使用予定者数を推計できない場合は、協議のうえ工事負担金を決定することがあります。

### 15. 工事費等の申し受け及び精算

- (1) 本市は、14-1の規定により使用者にご負担いただくものとして算定した工事費を、原則として、その工事完成日（ガスメーターの取付作業を含む工事にあつてはガスメーターの取付日とし、それ以外の工事にあつては引渡日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (2) 本市は、14-2の規定により使用者にご負担いただくものとして算定した工事負担金を、原則として、その工事完成日（ガス工事の申し込みをいただいたときに新たな本支管及び整圧器（14-1（6）の整圧器を除きます。）の工事を必要としない状態となった日をいいます。）の前日までに全額申し受けます。
- (3) 本市は、債権保全上必要と認める場合には、工事着手前に14-1及び14-2の規定により算定した工事費及び工事負担金（以下「工事費等」といいます。）を全額申し受けます。
- (4) 本市は、工事費等をいただいた後、次の事情によって工事費等に著しい差異が生じたときは、工事完

成後、遅滞なく精算することといたします。

- ① 工事の設計後に使用者の申し出により導管の延長・口径又は材質その他工事に要する材料の変更及び特別の工程等工事の実施条件に変更があったとき
- ② 工事の設計時に予知することができない地下埋設物・掘さく規制等に伴う工事の実施条件に変更があったとき
- ③ 工事に要する材料の価額又は労務費に著しい変動があったとき
- ④ その他工事費等に著しい差異が生じたとき

#### IV 検針及び使用量の算定

##### 16. 検 針

###### — 検針の手順 —

- (1) 本市は、あらかじめ定めた日に毎月1度検針（この検針を「定例検針」といい、定例検針を行った日を「定例検針日」といいます。）を行います。定例検針を行う日は以下の手順により定めます。
  - ① 検針区域の設定…効率的に検針できるよう、一定の区域を設定します。
  - ② 定例検針を行う日の設定…検針区域ごとに検針の基準となる日を設定し、休日等を考慮のうえ検針を行う日を定めます。
- (2) 本市は、(1)の定例検針日以外に次の日に検針を行います。
  - ① 8②に規定するガスの使用開始日
  - ② 10(1)から(3)の規定により解約を行った日
  - ③ 34の規定によりガスの供給を停止した日
  - ④ 35の規定によりガスの供給を再開した日
  - ⑤ ガスメーターを取り替えた日
  - ⑥ 8①ただし書に規定する日（使用者の求めにより、本市が合意したガスの使用開始日）の前日
  - ⑦ その他本市が必要と認めた日

###### — 検針の省略 —

- (3) 本市は、使用者が8なお書、8①ただし書及び8②に規定するガスの使用開始日からその直後の定例検針を行う日までの期間が5日（21(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、使用開始直後の定例検針を行わないことがあります。
- (4) 本市は、ガス使用契約が10(1)又は10(2)の規定により解約される場合で、解約の期日直前の定例検針を行う日又は定例検針日から解約の期日までの期間が5日（21(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、解約の期日直前の定例検針を行わないか、又はすでに行った解約の期日直前の定例検針を行わなかったものとする場合があります。
- (5) 本市は、(2)③の供給停止に伴う検針日から(2)④の供給再開に伴う検針日までの期間が5日（21(3)に規定する休日を除きます。）以下の場合、行った検針のいずれも行わなかったものとする場合があります。
- (6) 本市は、使用者の不在又は災害及び感染症の流行等やむを得ない事情により、検針すべき日に検針できない場合があります。

##### 17. 計量の単位

- (1) 使用量の単位は、立方メートルといたします。
- (2) 検針の際の小数点第1位以下の端数は読みません。
- (3) 18(9)又は(12)の規定により使用量を算定する場合には、その使用量の小数点第1位以下の端数は切り捨てます。

##### 18. 使用量の算定

- (1) 本市は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読み（以下「検針値」といいます。）により、その料金算定期間の使用量を算定いたします。

なお、ガスメーターを取り替えた場合には、取り外したガスメーター及び取り付けられたガスメーターそれぞれにより算定された料金算定期間中の使用量を合算して、その料金算定期間の使用量といたします。

また、8なお書及び8①本文の場合には、使用開始日の前日の検針値を、前回の検針日における検針値として取り扱います。

(2) (1) の「検針日」とは、次の日をいいます ((3)、(7) 及び21 (1) において同じ。)

- ① 16 (1) 及び (2) (ただし、⑤を除きます。) の日であって、検針を行った日
- ② 18 (4) から (7) までの規定により使用量を算定した日
- ③ 18 (8) の規定により使用量を算定した場合は、検針をすべきであった日

(3) (1) の「料金算定期間」とは、次の期間をいいます。

- ① 検針日の翌日から次の検針日までの期間 (②及び③の場合を除きます。)
- ② 8②に規定する新たにガスの使用を開始した場合又は35の規定によりガスの供給を再開した場合、その開始又は再開の日から次の検針日までの期間
- ③ 34の規定によりガスの供給を停止した日に35の規定によりガスの供給を再開した場合、供給再開日の翌日から次の検針日までの期間

— 使用者が不在の場合の使用量算定等 —

(4) 本市は、使用者が不在等のため検針できなかった場合には、その料金算定期間 (以下「推定料金算定期間」といいます。) の使用量は、原則として、その直前の料金算定期間の使用量と同量といたします (なお、8① (ただし書の場合を除く。) に規定するガスの使用開始日以降最初の検針日に、使用者が不在等のため検針できなかった場合は、本市が保有する託送供給に係る検針値を用いて同様に使用量を算定いたします。)。この場合、推定料金算定期間の次の料金算定期間 (以下「翌料金算定期間」といいます。) の使用量は、次の算式により算定いたします。

$$V2 = M2 - M1 - V1$$

(備考)

V1 = 推定料金算定期間の使用量

V2 = 翌料金算定期間の使用量

M1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(5) (4) で算定した結果がマイナスになる場合は、翌料金算定期間の使用量を次の①の算式で算定した使用量に、推定料金算定期間の使用量を次の②の算式で算定した使用量に、各々見直しいたします。

$$① V2 = (M2 - M1) \times 1/2 \quad (\text{小数点第1位以下の端数は切り上げます。})$$

$$② V1 = (M2 - M1) - V2$$

(備考)

V1 = 推定料金算定期間の使用量

V2 = 翌料金算定期間の使用量

M1 = 推定料金算定期間開始日前日の検針におけるガスメーターの指示値

M2 = 翌料金算定期間末日の検針におけるガスメーターの指示値

(6) 本市は、使用者が不在等のため検針できなかった場合において、その使用者の不在等の期間が明らかなきときは、その推定料金算定期間の使用量は次のとおりといたします。

① 使用者が推定料金算定期間を通じて全く不在等であったことが明らかなきときは、その月の使用量は0立方メートルといたします。

② 使用者の過去の使用実績からみて、使用期間に応じて使用量を算定することが可能と認められる場合には、その月の使用量は、その使用期間に応じて算定した使用量といたします。

(7) 本市は、8①ただし書及び8②に規定するガスの使用開始日以降最初の検針日に、使用者が不在等のため検針できなかった場合には、その推定料金算定期間の使用量は0立方メートルといたします。

— 災害及び感染症の流行・ガスメーター故障等の場合の使用量算定等 —

(8) 本市は、災害及び感染症の流行等やむを得ない事情のため検針すべき日に検針できなかった場合の料金算定期間の使用量は、(4) から (7) に準じて算定いたします。

なお、後日、ガスメーターの破損又は滅失等が判明した場合には、(10)又は(11)に準じて使用量を算定し直します。

- (9) 本市は、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えていることが判明した場合には、使用者と協議のうえ、ガスメーターを取り替えた日の前3か月分を超えない範囲内で、別表第4の算式により使用量を算定いたします。

ただし、その誤差の発生時期が明らかに確認できる場合は、その時期から算定いたします。

- (10) 本市は、ガスメーターの故障、災害等によるガスメーターの破損又は滅失その他の事由により使用量が不明な場合には、前3か月分若しくは前年同期の同一期間の使用量又は取り替えたガスメーターによる使用量その他の事情を基準として、使用者と協議のうえ、使用量を算定いたします。

- (11) 本市は、災害等によりガスメーターが破損又は滅失して使用量が不明である使用者が多数発生し、使用量算定について使用者との個別の協議が著しく困難な場合には、その料金算定期間の使用量は(10)の基準により算定することがあります。

なお、使用者より申し出がある場合は、協議のうえ、改めて使用量を算定し直します。

- (12) 本市は、32(3)の規定による圧力のガスを供給する場合には、別表第5の算式により使用量を算定いたします。ただし、昇圧供給装置により供給する場合には、原則としてこの限りではありません。

## 19. 使用量のお知らせ

本市は、18の規定により使用量を算定したときは、速やかにその使用量を使用者にお知らせいたします。

## V 料金等

### 20. 料金の適用開始

料金は、8のガスの使用開始日又は35の規定により供給を再開した日から適用いたします。

### 21. 支払期限

- (1) 使用者がお支払いいただくべき料金の支払義務は、納入通知書の発行の日に発生いたします。ただし、口座振替の方法でお支払いいただく場合の支払義務は、本市の指定する日に発生いたします。
- (2) 料金は、(3)に定める支払期限日までにお支払いいただきます。
- (3) 支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して50日目といたします。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日の場合には、その直後の休日でない日を支払期限日といたします。

### 22. 料金の算定及び申し受け

#### — 料金の種類 —

- (1) 使用者は、お支払いの時期により、(2)に定める早収料金又は(9)に定める遅収料金のいずれかを選択していただくことができます。

#### — 早収料金 —

- (2) 本市は、料金の支払いが支払義務発生日の翌日から起算して20日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、(4)により算定された料金（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を支払っていただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

- (3) 本市は、口座振替により料金のお支払いをいただいている使用者について、本市の都合により、料金を早収料金適用期間経過後に使用者の口座から引き落とした場合は、早収料金適用期間内にお支払いがあったものといたします。

#### — 早収料金の算定方法 —

- (4) 本市は、別表第6の料金表を適用して、19の規定によりお知らせした使用量に基づき、その料金算定期間の早収料金を算定いたします。ただし、12-1(4)④の規定により、使用者が1需要場所に

2個以上のガスメーターを設置している場合であって、使用者から申し込みがあったときは、それぞれの検針値により算定した使用量を合計した量に基づき、ガスメーターを1個として早収料金を算定いたします（(7)及び(8)の場合も同様といたします。）。

— 料金算定期間及び日割計算 —

(5) 本市は、(6)の規定により早収料金の日割計算を行う場合を除き、1料金算定期間を「1か月」として早収料金を算定いたします。

(6) 本市は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、その料金算定期間の早収料金を日割計算により算定いたします。ただし、本市の都合で料金算定期間の日数が36日以上となった場合を除きます。

① 定例検針日の翌日から次の定例検針日までの期間が24日以下又は36日以上となった場合

② 8なお書、8①ただし書及び8②の場合

③ 10(1)から(3)の規定により解約等を行った場合

④ 34の規定によりガスの供給を停止した場合(16(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)

⑤ 35の規定によりガスの供給を再開した場合(16(5)により、供給停止に伴う検針と供給再開に伴う検針を行わなかったものとした場合を除きます。)

⑥ 33(1)の規定によりガスの供給を中止し又は使用者に使用を中止していただいた日の翌日までにガスの供給を再開しなかった場合。ただし、その料金算定期間を通じてガスを全く使用できなかった場合には、料金はいただきません。

(7) 本市は、(6)①から⑤までの規定に基づき早収料金の日割計算をする場合は、別表第7によります。

(8) 本市は、(6)⑥の規定に基づき早収料金の日割計算をする場合は、別表第8によります。

— 遅収料金 —

(9) 料金の支払いが早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を3パーセント割り増したもの(以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。)を料金として支払っていただきます。

— 端数処理 —

(10) 本市は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。

— 適用料金の事前のお知らせ —

(11) 本市は、毎月の料金について適用する基本料金(税抜)及び単位料金(基準単位料金(税抜)又は調整単位料金)をあらかじめ使用者にお知らせし、使用者が料金を算定できるようにいたします。

### 2.3. 単位料金の調整

(1) 本市は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第6の各料金表の基準単位料金(税抜)に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の2(2)のとおりといたします。

① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

＝基準単位料金(税抜)＋0.082円×原料価格変動額/100円

② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

＝基準単位料金(税抜)－0.082円×原料価格変動額/100円

(備考)

上記①、②の算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

89,530円

## ② 平均原料価格（トン当たり）

別表第6の2の（2）に定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）及びトン当たりLPG平均価格（算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。）をもとに次の算定式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額（その金額が143,250円以上となった場合は、143,250円）といたします。この場合において、価額及び数量とは、財務大臣が関税法（昭和29年法律第61号）第102条の規定により公表する貿易に関する統計に基づく価額及び数量といたします。

（算定式）

平均原料価格

= トン当たりLNG平均価格×0.9273

+ トン当たりLPG平均価格×0.0775

（備考）

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりLPG平均価格は、本市ホームページ、営業所及び事務所に掲示いたします。

## ③ 原料価格変動額

次の算定式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

（算定式）

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

## 24. 料金の精算等

- (1) 本市は、18（5）の規定において推定料金算定期間の使用量を見直した場合は、推定料金算定期間の料金としてすでにいただいた金額と、推定料金算定期間の見直し後料金に翌料金算定期間の料金を加えた合計額との差額を精算いたします。
- (2) 本市は、すでに料金としていただいた金額と18（9）、（10）、（11）の規定により算定した使用量に基づいた料金との差額が生じた場合には、これを精算いたします。
- (3) 本市は、ガス事業法令で規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値が、32（2）で定める標準熱量より2パーセントを超えて低い場合には、別表第9の算式により算定した金額（消費税等相当額を含みます。）をその月の料金から差し引きます。この場合、差し引いた結果1円未満の端数が生じたときには、その端数の金額を切り捨てます。

## 25. 料金の支払方法

料金は、口座振替又は払込みいずれかの方法により、毎月お支払いいただきます。また、35①及び②に規定する料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

## 26. 料金の口座振替

- (1) 料金を口座振替の方法でお支払いいただく場合の金融機関は、本市が指定した金融機関といたします。
- (2) 使用者は、料金を口座振替の方法で支払われる場合は、本市所定の申込書又は金融機関所定の申込書によりあらかじめ本市又は金融機関に申し込んでいただきます。
- (3) 料金の口座振替日は、本市が指定した日といたします。
- (4) 料金の支払方法として口座振替の方法を申し込まれた使用者は、口座振替の手続が完了するまでは料金を払込みの方法でお支払いいただきます。

## 27. 料金の払込み

使用者は、料金を払込みの方法で支払われる場合は、本市で作成した納入通知書により、次のいずれかの場所でお支払いいただきます。

- ① 本市が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等（以下「金融機関等」といいます。）
- ② 本市

## 28. 料金の本市への支払日

- (1) 本市は、使用者が料金を口座振替の方法で支払われる場合は、使用者の口座から引き落とされた日に本市に対する支払いがなされたものといたします。
- (2) 本市は、使用者が料金を金融機関等に払込みの方法で支払われる場合、その金融機関等に払い込まれた日に本市に対する支払いがなされたものといたします。

## 29. 遅収料金の支払方法

- (1) 使用者が遅収料金を支払われる場合は、早収料金に相当する金額を支払期限日までに支払っていただき、この金額と遅収料金との差額（以下「遅収加算額」といいます。）を翌月以降にお支払いいただきます。
- (2) 遅収加算額は、翌月以降に料金が発生する場合には、翌月以降の料金と同時に支払っていただきます。

## 30. 料金の支払順序

料金（この最終保障約款に基づかない本市とのガスの供給及び使用に関する契約の料金を含みます。）は、支払義務の発生した順序でお支払いいただきます。

## 31. 工事費等、修繕費、検査料その他の支払方法

工事費等、供給施設の修繕費、検査料及びその他の料金以外の代金については、原則として、本市が指定した金融機関に払込みの方法でお支払いいただきます。

# VI 供 給

## 32. 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- (1) 本市は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性（以下「熱量等」といいます。）のガスを供給いたします。  
なお、燃焼性は消費機器に対する適合性を示すもので、別表第10の燃焼速度とウォッベ指数との組み合わせによって決められるものです。
- (2) 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、本市の類別は13Aですので、消費機器は13Aとされている消費機器が適合いたします。

熱 量	標準熱量	……………	46.0	メガジュール
	最低熱量	……………	44.4	メガジュール
圧 力	最高圧力	……………	2.5	キロパスカル
	最低圧力	……………	1.0	キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	……………	47	
	最低燃焼速度	……………	35	
	最高ウォッベ指数	……………	57.8	
	最低ウォッベ指数	……………	52.7	

- (3) 本市は、(2)に規定する最高圧力を超えるガスの使用の申し込みがある場合には、その使用者と協議のうえ、圧力を定めてそのガスを供給することがあります。
- (4) 本市は、(2)に規定するガスの熱量等及び(3)の規定によって定めた圧力を維持できないことによって、使用者が損害を受けられたときは、その損害の賠償の責任を負います。ただし、本市の責めに帰すべき事由がないときは、本市は賠償の責任を負いません。

## 33. 供給又は使用の制限等



- (1) 本市は、次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給の制限若しくは中止をし、又は使用者に使用の制限若しくは中止をしていただくことがあります。
- ① 災害等その他の不可抗力による場合
  - ② ガス工作物に故障が生じた場合
  - ③ ガス工作物の修理その他施工（ガスメーター等の点検、修理、取替等を含みます。）のため特に必要がある場合
  - ④ 法令の規定による場合
  - ⑤ ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合（39（1）の処置をとる場合を含みます。）
  - ⑥ ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
  - ⑦ 保安上又はガスの安定供給上必要な場合
  - ⑧ その他本市のガス供給の的確な遂行に支障を与える事象が発生した場合又は発生するおそれがあると認めた場合
- (2) 本市は、32（2）に規定するガスの熱量等を維持できない場合及び（1）の規定によりガスの供給の制限若しくは中止をし、又は使用者に使用の制限若しくは中止をしていただく場合は、状況の許す限りその旨をあらかじめラジオ、テレビ、新聞等の報道機関を通じ、又はその他の適切な方法でお知らせいたします。

### 34. 供給停止

本市は、使用者が次の各号に掲げる事由に該当する場合には、ガスの供給を停止することがあります。この場合、本市が損害を受けたときは、その損害を賠償していただきます。

なお、①、②及び③の事由によりガスの供給を停止する場合には、あらかじめその旨を予告いたします。この場合、供給停止を予告する日と供給を停止する日との間に15日間及び5日間（休日を含みます。）の日数をおいて少なくとも2回予告いたします。

- ① 支払期限日を経過してもなお料金のお支払いがない場合
- ② 本市と他のガスの供給及び使用に関する契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金について①の事実があり、期日を定めてお支払いを求めたにもかかわらず、なお期日までにお支払いがない場合
- ③ この最終保障約款に基づいてお支払いを求めた料金以外の債務について、お支払いがない場合
- ④ 42各号に掲げる本市の係員の行う作業を正当な理由なくして拒み又は妨害した場合
- ⑤ ガスを不正に使用した場合、又は使用しようとしたと明らかに認められる場合
- ⑥ 3（10）の境界線内の本市のガス工作物を故意に損傷し又は失わせて、本市に重大な損害を与えた場合
- ⑦ 39（5）及び40（4）の規定に違反した場合
- ⑧ その他この最終保障約款に違反し、その旨を警告しても改めない場合

### 35. 供給停止の解除

34の規定により供給を停止した場合において、使用者が次の各号に掲げる事由に該当することを本市が確認できた場合には、速やかに供給を再開いたします。

なお、供給を再開するにあたって保安上その他の必要がある場合には、使用者又は使用者の代理人に立ち会っていただきます。

- ① 34①の規定により供給を停止したときは、支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合
- ② 34②の規定により供給を停止したときは、本市と他のガスの供給及び使用に関する契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金でそれぞれの契約で定める支払期限日が到来した全ての料金を支払われた場合
- ③ 34③、④、⑤、⑥、⑦又は⑧の規定により供給を停止したときは、その理由となった事実を解消し、かつ、本市に対して支払いを要することとなった債務を支払われた場合

### 36. 供給制限等の賠償

本市が10(4)、33又は34の規定により解約をし、又は供給若しくは使用の制限、中止若しくは停止をしたために使用者が損害を受けられても、本市の責めに帰すべき事由がないときは、本市は賠償の責任を負いません。

## Ⅶ 保 安

### 37. 供給施設の保安責任

- (1) 内管及びガス栓は使用者の所有とし、使用者の負担で設置していただきます。内管及びガス栓等、使用者の資産となる3(10)の境界線よりガス栓までの供給施設については、使用者の責任において管理していただきます。
- (2) 本市は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について検査及び緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。
- (3) 本市は、ガス事業法令の定めるところにより、内管及びガス栓並びに昇圧供給装置について、お客さまの承諾を得て検査いたします。  
なお、本市は、その検査の結果を速やかに使用者にお知らせいたします。
- (4) 使用者が本市の責に帰すべき事由以外の事由により損害を受けたときは、本市は賠償の責任を負いません。

### 38. 周知及び調査義務

- (1) 本市は、使用者に対し、ガスの使用に伴う危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物等を通じて必要な事項をお知らせいたします。
- (2) 本市は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止装置の付いていないふろがま、湯沸し器等の消費機器について、使用者の承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査します。その調査の結果、これらの消費機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合には、その使用者にガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置及びその措置をとらなかったときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- (3) 本市は、(2)のお知らせに係る消費機器について、ガス事業法令の定めるところにより、再び調査いたします。
- (4) ガス小売供給に係る無契約状態の期間は、(1)から(3)の周知及び調査を実施できません。また、本市は、これに起因する一切の事象に対して責任を負いません。
- (5) 本市は、ガス使用契約が成立する以前に使用者がガスの供給を受けていた他のガス小売事業者が、ガス事業法令に定められた周知及び調査義務を適切に果たしていなかったことに起因する一切の事象に対して責任を負いません。

### 39. 保安に対する使用者の協力

- (1) 使用者は、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、本市に通知していただきます。この場合、本市は、直ちに適切な処置をとります。
- (2) 本市は、ガスの供給又は使用が中断された場合、その中断の解除のためにマイコンメーターの復帰操作等を使用者にさせていただく場合があります。  
供給又は使用の状態が復旧しないときは、(1)の場合に準じて本市に通知していただきます。
- (3) 使用者は、37(3)及び38(2)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、又は使用を中止する等所要の措置をとっていただきます。
- (4) 本市は、保安上必要と認める場合には、使用者の構内又は建物内に設置した供給施設、消費機器について、修理、改造、移転若しくは特別の施設の設置を求め、又は使用をお断りすることがあります。
- (5) 本市は、使用者が本市の承諾なしに供給施設を変更し、又は供給施設若しくは32(2)に規定するガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置することをお断りいたします。

- (6) 使用者は、本市が設置したガスメーターについては、検針及び検査、取替等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 本市は、必要に応じて使用者の3 (10) の境界線内の供給施設の管理等について使用者と協議させていただきます。

#### 40. 使用者の責任

- (1) 使用者は、38 (1) の規定により本市がお知らせした事項等を遵守してガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) 使用者は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取り扱いに注意を要する特殊な消費機器を設置若しくは撤去する場合又はこれらの消費機器の使用を開始する場合には、あらかじめ本市の承諾を得ていただきます。
- (3) 使用者は、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、本市の指定する場所に本市が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置は使用者の所有とし、その設置に要する費用（設計見積金額に消費税等相当額を加えたもの）といたします。）を使用者に負担していただきます。
- (4) 使用者は、昇圧供給装置を使用する場合には、その使用方法に従い天然ガス自動車又は次に掲げる全ての条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
- ① 高圧ガス保安法その他の関係法令に定めるものであること
  - ② 当該昇圧供給装置により昇圧可能な最高の圧力に耐えられる強度を持つものであること
  - ③ 32 (2) に規定する供給ガスに適合するものであること
  - ④ 高圧ガス保安法その他の関係法令に定められる検査の有効期限内のものであること
  - ⑤ 本市で認めた安全装置を備えるものであること
- (5) ガス事業法第62条において、使用者の責務として所有・占有するガス工作物に関して以下の事項が規定されており、それを遵守していただきます。
- ① 一般ガス導管事業の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
  - ② 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、保安業務に協力しなければならないこと
  - ③ 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものである場合には、経済産業大臣が当該所有者・占有者に協力するよう勧告することができること

#### 41. 供給施設等の検査

- (1) 使用者は、本市にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、検査料（検査のために必要となる費用に消費税等相当額を加えたもの）といたします。（2）において同じ。）を負担していただきます。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差を超えている場合には、検査料は本市が負担いたします。
- (2) 使用者は、内管、昇圧供給装置、ガス栓、消費機器、使用者のために設置されるガス遮断装置又は整圧器及び3 (15) に定めるガスメーター以外のガス計量器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を本市に請求することができます。この場合、検査の結果が法令等に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず検査料は使用者にご負担していただきます。
- (3) 本市は、(1) 及び (2) に規定する検査を行った場合には、その結果を速やかに使用者にお知らせいたします。
- (4) 使用者は、本市が (1) 及び (2) に規定する検査を行う場合には、自ら検査に立ち会い、又は代理人を立ち合わせることができます。

### Ⅷ その他

#### 42. 使用場所への立ち入り

本市は、次の各号に掲げる作業のため必要な場合には、使用者の承諾を得て、係員を使用者の供給施設又は消費機器の設置の場所に立ち入らせていただきます。この場合、正当な事由がない限り、立ち入ることを承諾していただきます。

なお、使用者の求めに応じ、係員は所定の証明書を提示いたします。

- ① 検針のための作業（ガスメーター等の確認作業等を含みます。）
- ② 供給施設の検査及び消費機器の調査のための作業
- ③ 本市の供給施設の設計、工事又は維持管理に関する作業
- ④ 10（1）から（4）の規定による解約等に伴い、ガスの供給を終了させるための作業
- ⑤ 33又は34の規定による供給又は使用の制限、中止又は停止のための作業
- ⑥ ガスメーター等の法定検定期間満了等による取替の作業
- ⑦ その他保安上の理由により必要な作業

## 付 則

### 1. この最終保障約款の実施期日

この最終保障約款は、平成30年11月1日から実施いたします。

## (別表第1) 供給区域

広坂一丁目、広坂二丁目、柿木島、上柿木島、下柿木島、堅町、里見町、油車、茨木町、下本多町五番丁、  
 下本多町六番丁、鱗町、新堅町三丁目、枝町、中川除町、川岸町、杉浦町、水溜町、池田町一番丁、池田町  
 二番丁、池田町三番丁、池田町四番丁、池田町立丁、十三間町、十三間町中丁、大工町、片町一丁目、片町  
 二丁目、木倉町、香林坊一丁目、香林坊二丁目、高岡町、武蔵町、上堤町、下堤町、博労町、青草町、上近  
 江町、下近江町、十間町、下松原町、西町三番丁、西町四番丁、西町藪ノ内通、尾山町、南町、長町一丁目、  
 長町二丁目、長町三丁目、中央通町、長土塀一丁目、長土塀二丁目、長土塀三丁目、三社町、昭和町、芳齊  
 一丁目、芳齊二丁目、六枚町、玉川町、尾張町一丁目、尾張町二丁目、下新町、袋町、主計町、彦三町一丁  
 目、彦三町二丁目、安江町、本町一丁目、本町二丁目、堀川町、此花町、笠市町、木ノ新保町、木の新保七  
 番丁、玉井町、島田町、柳町、西堀川町、堀川新町（平成18年石川県告示第432号による変更前の木ノ新保五  
 番丁及び堀川角場町を除く。）、瓢箪町、丸の内、大手町、橋場町、並木町、材木町、横山町、兼六元町、小  
 将町、兼六町、東兼六町、扇町、暁町、桜町、天神町一丁目、天神町二丁目、田井町、旭町、旭町一丁目、  
 旭町二丁目、旭町三丁目、鈴見台一丁目、鈴見台二丁目、鈴見台三丁目、鈴見台四丁目、鈴見台五丁目、鈴  
 見町（リの部及びカの部の市道1級幹線18号卯辰山・若松線の西側を除く。）、東長江町（返の部の市道1級  
 幹線18号卯辰山・若松線、市道小坂24号末広町線及び遊歩道に囲まれた区域に限る。）、若松町（ロ、ツ（若  
 松団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、ソ、セ、ヨ、子、メ、ナ、茨尾、ヌ、ラ、ヒ、花田、エ、京  
 中、カ、上野及び南の部、平成十五年石川県告示第三百三十五号により町の名称が変更となった区域及び字  
 の区域が廃止となった区域並びに金沢大学の用地に限る。）、上若松町、若松町一丁目、若松町二丁目、若松  
 町三丁目、もりの里一丁目、もりの里二丁目、もりの里三丁目、田上町、田上の里一丁目、田上の里二丁目、  
 田上さくら一丁目、田上さくら二丁目、田上さくら三丁目、田上新町（田上団地及び田上第2団地の簡易ガ  
 ス事業の供給地点群を除く。）、田上本町（イ、ニ、ヘ、ヲ、カ、ヨ、タ、レ、ソ、ラ、コ、エ、一、二、四、  
 五、八、十）、田上本町一丁目、田上本町二丁目、田上本町三丁目、田上本町四丁目、田上一丁目、田上二丁  
 目、朝霧台一丁目、朝霧台二丁目、角間町（金沢大学の用地に限る。）、角間新町、石引一丁目、石引二丁目、  
 石引三丁目、石引四丁目、下石引町、飛梅町、出羽町、宝町、小立野一丁目、小立野二丁目、小立野三丁目、  
 小立野四丁目、小立野五丁目、本多町一丁目、本多町二丁目、本多町三丁目、菊川一丁目、菊川二丁目、幸  
 町、錦町、三口新町一丁目、三口新町二丁目、三口新町三丁目、三口新町四丁目、笠舞一丁目、笠舞二丁目、  
 笠舞三丁目、笠舞町、笠舞本町一丁目、笠舞本町二丁目、城南一丁目、城南二丁目、上野本町、平和町一丁  
 目、平和町二丁目、平和町三丁目、大桑町（イ、ハ、ト、チ、リ、ソ、ナ、ラ、ム、ウ、ノ、ロ甲、ロ乙、  
 レ甲、ツ甲、ツ乙、ツ丙、穴淵欠、下葭島欠、上西欠、西ノ山、平の部）、大桑一丁目、大桑二丁目、大桑三  
 丁目、西大桑町、野田町（ヘ、ト、チ、ル、ヲ、ワ、ヨ、タ、レ、ソ、ツ、ナ、ラ、ム、ネ、丙、太鞍山の  
 部、一番、二番）、野田一丁目、野田二丁目、野田三丁目、野田四丁目、長坂町、長坂一丁目、長坂二丁目、  
 長坂三丁目、長坂台、泉野町一丁目、泉野町二丁目、泉野町三丁目、泉野町四丁目、泉野町五丁目、泉野町  
 六丁目、若草町、緑が丘、泉野出町一丁目、泉野出町二丁目、泉野出町三丁目、泉野出町四丁目、清川町、  
 法島町、十一屋町、寺町一丁目、寺町二丁目、寺町三丁目、寺町四丁目、寺町五丁目、野町一丁目、野町二  
 丁目、野町三丁目、野町四丁目、野町五丁目、増泉一丁目、増泉二丁目、増泉三丁目、増泉四丁目、増泉五  
 丁目、神田一丁目、神田二丁目、御影町、中村町、白菊町、千日町、糸田新町、弥生一丁目、弥生二丁目、  
 弥生三丁目、泉が丘一丁目、泉が丘二丁目、有松一丁目、有松二丁目、有松三丁目、有松四丁目、有松五丁

目、泉一丁目、泉二丁目、泉三丁目、久安一丁目、久安二丁目、久安三丁目、久安四丁目、久安五丁目、久安六丁目、横川二丁目（横川団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、横川三丁目（高橋川右岸）、横川四丁目、横川五丁目、横川六丁目、横川七丁目、三馬一丁目、三馬二丁目、三馬三丁目、泉本町一丁目、泉本町二丁目、泉本町三丁目、泉本町四丁目、泉本町五丁目、泉本町六丁目、泉本町七丁目、西泉一丁目、西泉二丁目、西泉三丁目、西泉四丁目、西泉五丁目、西泉六丁目、米泉町（昭和四十七年石川県告示第六百七十二号による変更前の西金沢町イの部を除く。）、富樫一丁目、富樫二丁目、富樫三丁目、寺地町、寺地一丁目、寺地二丁目、伏見台一丁目、伏見台二丁目、伏見台三丁目、伏見新町、山科一丁目、山科二丁目、山科三丁目、高尾町（ホ、ニ、チ、リ、ヌ、ル、タ、ソ、ツ、ウ、子の部）、高尾台一丁目、高尾台二丁目、高尾台三丁目、高尾台四丁目、高尾一丁目、高尾二丁目、高尾三丁目、高尾南一丁目、高尾南二丁目、高尾南三丁目、窪一丁目、窪二丁目、窪三丁目、窪四丁目、窪五丁目、窪六丁目、窪七丁目、円光寺町、円光寺一丁目、円光寺二丁目、円光寺三丁目、円光寺本町、光が丘一丁目、光が丘二丁目、光が丘三丁目、額谷町（イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、チ、リ、ヌ、ワの部）、額谷一丁目、額谷二丁目、額谷三丁目、馬替一丁目、馬替二丁目、馬替三丁目、額新町一丁目、額新町二丁目、額新保一丁目、額新保二丁目、額新保三丁目、大額一丁目、大額二丁目、大額三丁目、大額町（ヌ、ル、ヲの部）、額乙丸町（イ、ロ、ハ、ニの部）、三十苅町（乙、丙、丁、戊の部）、しじま台二丁目（しじま台団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、四十万三丁目、四十万四丁目、四十万五丁目、四十万六丁目（四十万団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、四十万町（い、ろ、は、北イ、北ヌ、北ル、北ヲ、北ワ、北カ、ハ、ニ、ホ、リ、ムの部）、南四十万一丁目、南四十万二丁目、南四十万三丁目、本江町、新神田一丁目、新神田二丁目、新神田三丁目、新神田四丁目、新神田五丁目、糸田一丁目、糸田二丁目、間明町、間明町一丁目、間明町二丁目、進和町、高島一丁目、高島二丁目、高島三丁目、米丸町、入江一丁目、入江二丁目、入江三丁目、東力町、東力一丁目、東力二丁目、東力三丁目、東力四丁目、玉鉾町、玉鉾一丁目、玉鉾二丁目、玉鉾三丁目、玉鉾四丁目、玉鉾五丁目、保古三丁目、西金沢四丁目（203番地2及び205番地～208番地までに限る。）、新保本四丁目、松島町、松島一丁目、松島二丁目、松島三丁目、古府町（昭和四十七年石川県告示第六百七十二号による変更前の八日市出町ホの部を除く。）、古府一丁目、古府二丁目、古府三丁目、古府西一丁目、黒田一丁目、黒田二丁目、神野町（東、西の部）、神野一丁目、神野二丁目、神野三丁目、森戸一丁目、森戸二丁目、矢木一丁目、矢木二丁目、矢木三丁目、上荒屋一丁目、上荒屋二丁目、上荒屋三丁目、上荒屋四丁目、上荒屋五丁目、上荒屋六丁目、上荒屋七丁目、上荒屋八丁目（雇用促進金沢宿舎の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、上安原町、上安原一丁目、上安原二丁目、上安原南、中屋町、中屋一丁目、中屋二丁目、中屋南、いなほ一丁目、いなほ二丁目、北塚町（東、西の部）、南塚町、稚日野町、専光寺町、佐奇森町、赤土町、ニッ寺町、袋島町、福増町、打木町（東の部）、下安原町（東1076番地3、東1127番地、東1283番地、東1457番地1、東1458番地～東1460番地1、東1461番地～東1494番地、東1552番地～東1570番地に限る。）、みどり一丁目、みどり二丁目、みどり三丁目、豊穂町（三番地）、五郎島町、栗崎町、栗崎町一丁目、栗崎町二丁目、栗崎町三丁目、栗崎町四丁目、栗崎町五丁目、栗崎町六丁目、金石本町、金石東一丁目、金石東二丁目、金石東三丁目、金石西一丁目、金石西二丁目、金石西三丁目、金石西四丁目、金石北一丁目、金石北二丁目、金石北三丁目、金石北四丁目、金石相生町、金石通町、金石下本町、金石味噌屋町、大野町一丁目、大野町二丁目、大野町三丁目、大野町四丁目、大野町五丁目、大野町六丁目、大野町七丁目、松村町、松村一丁目、松村二丁目、松村三丁目、松村四丁目、松村五丁目、松村六丁目、松村七丁目、観音堂町、普正寺町、寺中町（名鉄寺中団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、木曳野一丁目、木曳野二丁目、木曳野三丁目、木曳野四丁目、桂町、無量寺町、無量寺一丁目、無量寺二丁目、無量寺三丁目、無量寺四丁目、無量寺五丁目、畝田町、畝田東一丁目、畝田東二丁目、畝田

東三丁目、畝田東四丁目、畝田中一丁目、畝田中二丁目、畝田中三丁目、畝田中四丁目、畝田西一丁目、畝田西二丁目、畝田西三丁目、畝田西四丁目、元菊町、大和町、大豆田本町、向中町、南広岡町、駅西本町一丁目、駅西本町二丁目、駅西本町三丁目、駅西本町四丁目、駅西本町五丁目、駅西本町六丁目、駅西新町一丁目、駅西新町二丁目、駅西新町三丁目、長田本町、長田一丁目、長田二丁目、中橋町、二口町、若宮町、若宮一丁目、若宮二丁目、薬師堂町、出雲町、示野町、示野中町、示野中町一丁目、示野中町二丁目、桜田町、桜田町一丁目、桜田町二丁目、桜田町三丁目、戸板一丁目、戸板二丁目、戸板三丁目、戸板四丁目、戸板五丁目、戸板西一丁目、戸板西二丁目、ニッ屋町、二宮町、北町、藤江南一丁目、藤江南二丁目、藤江南三丁目、藤江北一丁目、藤江北二丁目、藤江北三丁目、藤江北四丁目、日吉町、醒ヶ井町、折違町、広岡町、広岡一丁目、広岡二丁目、広岡三丁目、長田町、西念町、西念一丁目、西念二丁目、西念三丁目、西念四丁目、北安江町、北安江一丁目、北安江二丁目、北安江三丁目、北安江四丁目、北寺町、松寺町（ワ、カ、丑及び寅の部、卯及び辰の部並びに子の部の一般国道8号の北側に限る。）、大浦町（ハの部の大宮川左岸）、七ッ屋町、大河端町、大河端西一丁目、大河端西二丁目、北間町、須崎町、かたつ、蚊爪町、湊三丁目、湊四丁目、南新保町、大友町、大友一丁目、大友二丁目、大友三丁目、戸水町、戸水一丁目、戸水二丁目、鞍月一丁目、鞍月二丁目、鞍月三丁目、鞍月四丁目、鞍月五丁目、鞍月東一丁目、鞍月東二丁目、西都一丁目、西都二丁目、御供田町、近岡町、直江町、直江東一丁目、直江東二丁目、直江西一丁目、直江南一丁目、直江南二丁目、直江北一丁目、弓取町（弓取団地の簡易ガス事業の供給地点群を除く。）、三ッ屋町、三口町、割出町、問屋町一丁目、問屋町二丁目、問屋町三丁目、三浦町、諸江町、沖町、磯部町（イ、ロ、ハの部）、三池町、三池栄町、高柳町（ソ、一、二、五、九、十、十一、十二、十三の部）、横枕町（高速道路の南側）、小坂町（東、西、南、北、中、辰、巳、未の部）、神谷内町（イ、リ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、タ、レ、ソ、ツ、子、甲、乙の部を除く。）、柳橋町（甲、乙、丙、丁、イ、ハ、ニ、ヘ、チ、ヨ、アの部）、法光寺町（ハ、ニ、ホ、トの部）、百坂町（ハ、ニ、ホ、ト、チの部、ロの部の高速道路の南側）、小橋町、昌永町、京町、浅野本町、梅沢町、浅野本町一丁目、浅野本町二丁目、元町一丁目、元町二丁目、乙丸町、神宮寺町、神宮寺一丁目、神宮寺二丁目、神宮寺三丁目、鳴和一丁目、鳴和二丁目、小金町、森山一丁目、森山二丁目、東山一丁目、東山二丁目、東山三丁目、山の上町、春日町、大樋町、御所町（イ、ロ、ハ、ニ、ウ、井、丑、寅、卯の部）、南御所町、鳴和町（イ、ハ、ヌ、ワ、タ、ツ、ナ、ラ、ウ、ヤ、マ、ク、スの部）、鳴和台、卯辰町、鶯町、常盤町、東御影町、子来町、観音町三丁目

**(別表第2) 本支管工事費の本市の負担額**

## 1 ガスメーターの能力別本市負担額

設置するガスメーターの能力	ガスメーター1個につき 本市の負担する金額
1. 6立方メートル毎時	159,000円
2. 5立方メートル毎時	187,100円
4立方メートル毎時	299,360円
6立方メートル毎時	449,040円
10立方メートル毎時	748,400円
16立方メートル毎時	1,197,440円
25立方メートル毎時	1,871,000円
40立方メートル毎時	2,993,600円
65立方メートル毎時	4,864,600円
100立方メートル毎時	7,484,000円
160立方メートル毎時	11,974,400円
250立方メートル毎時	18,710,000円

- 2 250立方メートル毎時を超える能力のガスメーターについての本市の負担額は、設置するガスメーターの能力1立方メートル毎時につき74,840円の割合で算定した金額とする。

**(別表第3) 本支管及び整圧器**

区分	口 径
本支管	ミリメートル
	40
	50
	100
	150
	200
	300
	400
整圧器	ミリメートル
	50
	75
	100
	150
	200



#### (別表第4) ガスメーターの誤差が使用公差を超えている場合の使用量の算式

1. 速動（正しい数量よりも多く計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 - A)}{100}$$

2. 遅動（正しい数量よりも少なく計量される場合をいいます。）の場合

$$V = \frac{V_1 \times (100 + A)}{100}$$

(備考)

V は、18（9）の規定により算定する使用量

V<sub>1</sub> は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる使用量

A は、計量法で定める使用公差を超えているガスメーターによる速動又は遅動の割合（パーセント）

#### (別表第5) 最高圧力を超える圧力で供給する場合の使用量の算式

$$V = \frac{V_1 \times (101.325 + P)}{101.325 + 0.981}$$

(備考)

V は、18（12）の規定により算定する使用量

P は、最高圧力を超えて供給する圧力（キロパスカル）

V<sub>1</sub> は、ガスメーターの検針量

#### (別表第6) 適用する料金表

##### 1. 適用区分

料金表A 1か月の使用量が10立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表B 1か月の使用量が10立方メートルを超え、20立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表C 1か月の使用量が20立方メートルを超え、60立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表D 1か月の使用量が60立方メートルを超え、130立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表E 1か月の使用量が130立方メートルを超える場合に適用いたします。

##### 2. 料金及び消費税等相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金（税抜）と従量料金の合計といたします。従量料金は、基準単位料金（税抜）又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

- (2) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

- ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、

前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

- ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

### 3 料金表A

#### (1) 基本料金

ガスメーター1個当たり1か月につき	803.52円 (税込)
	744円 (税抜)

#### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	321.354円 (税込)
	297.55円 (税抜)

#### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

### 4 料金表B

#### (1) 基本料金

ガスメーター1個当たり1か月につき	829.44円 (税込)
	768円 (税抜)

#### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	318.762円 (税込)
	295.15円 (税抜)

#### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金と

いたします。

## 5 料金表C

### (1) 基本料金

ガスメーター1個当たり1か月につき	1,153.44円 (税込)
	1,068円 (税抜)

### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	302.562円 (税込)
	280.15円 (税抜)

### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

## 6 料金表D

### (1) 基本料金

ガスメーター1個当たり1か月につき	1,296円 (税込)
	1,200円 (税抜)

### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	300.186円 (税込)
	277.95円 (税抜)

### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

## 7 料金表E

### (1) 基本料金

ガスメーター1個当たり1か月につき	2,138.4円 (税込)
	1,980円 (税抜)

### (2) 基準単位料金

1立方メートルにつき	293.706円 (税込)
	271.95円 (税抜)

### (3) 調整単位料金

(2)の基準単位料金(税抜)をもとに23の規定により算定した1立方メートル当たりの単位料金といたします。

### (別表第7) 早収料金の日割計算(1)

早収料金は、次の日割計算後基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の料金表A、料金表B、料金表C、料金表D又は料金表Eの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

#### (1) 日割計算後基本料金

基本料金(税抜) × 日割計算日数 / 30

(備考)

- ① 基本料金は(税抜)、別表第6の料金表における基本料金(税抜)
- ② 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て

#### (2) 従量料金

別表第6の料金表における基準単位料金(税抜)又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6における適用基準と同様といたします。

### (別表第8) 早収料金の日割計算(2)

早収料金は、次の日割計算後基本料金(税抜)と従量料金の合計といたします。なお、別表第6の料金表A、料金表B、料金表C、料金表D又は料金表Eの適用区分は、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

#### (1) 日割計算後基本料金(税抜)

基本料金(税抜) × (30 - 供給中止期間の日数) / 30

(備考)

- ① 基本料金(税抜)は、別表第6の料金表における基本料金(税抜)
- ② 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数とし、31日以上の場合は30
- ③ 計算結果の小数点第3位以下の端数切捨て

#### (2) 従量料金

別表第6の料金表における基準単位料金(税抜)又は23の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6における適用基準と同様といたします。

### (別表第9) 標準熱量より2パーセントを超えて低い場合に料金から差し引く金額の算式

$$D = \frac{F \times (C - A)}{C}$$

(備考)

- D = 24(3)の規定により算定する金額  
F = 22の規定により算定した従量料金  
C = 32(2)に規定する標準熱量  
A = ガス事業法令に規定する方法によって測定したガスの熱量のその月の算術平均値

**(別表第10) 燃焼速度・ウォッベ指数**

(1) 燃焼速度は、ガスの組成によって決まるもので、次の算式によって得られる数値をいいます。

[算式]

$$MCP = \sum (S_i f_i A_i) / \sum (f_i A_i) \times (1 - K)$$

MCPは、燃焼速度

$S_i$ は、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であって、次の表に掲げる値

$f_i$ は、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であって、次の表に掲げる値

$A_i$ は、ガス中の各可燃性ガスの含有率（体積百分率）

$K$  は、減衰係数であって、次の式により算出した値

$$K = \frac{\sum A_i}{\sum (\alpha_i A_i)} \left\{ \frac{2.5CO_2 + N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} + \left[ \frac{N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} \right]^2 \right\}$$

$\alpha_i$ は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であって、次の表に掲げる値

$CO_2$ は、ガス中の二酸化炭素の含有率（体積百分率）

$N_2$  は、ガス中の窒素の含有率（体積百分率）

$O_2$  は、ガス中の酸素の含有率（体積百分率）

	水素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
$S_i$	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
$f_i$	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
$\alpha_i$	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

2 ウォッベ指数とは、ガスの熱量及び比重によって決まるもので、次の算式によって得られる指数をいう。

[算式]

$$WI = H / \sqrt{a}$$

WI = ウォッベ指数

a = ガスの空気に対する比重

H = 単位当たりのガスの熱量

3 燃焼性の類別は、燃焼速度及びウォッベ指数により定まり、その範囲並びにガスグループの対応は、以下の表のとおりとする。

燃焼性の類別	ガスグループ	ウォッベ指数 (WI)		燃焼速度 (MCP)	
		最小値	最大値	最小値	最大値
1 3 A	1 3 A	52.7	57.8	35	47
1 2 A	1 2 A	49.2	53.8	34	47
6 A	6 A	24.5	28.2	34	45
5 C	5 C	21.4	24.7	42	68
6 B	L 1	24.9	28.7	42.5	62
6 C		23.7	27.4	42.5	71
7 C		25.7	28.9	47	78
5 A	L 2	19.6	22.6	32	52.5
5 B		19.4	22.4	36	54
5 AN		19.0	20.8	29	43
4 A	L 3	16.2	18.0	35	51
4 B		16.2	18.2	37	62
4 C		16.5	18.6	40	64